

徳島県告示第四百九十三号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第十五条第一項の規定により、次のとおり指定猟法禁止区域を指定する。

令和五年十月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

名称	指定猟法の種類	区域	面積	存続期間
橋湾指定 猟法禁止 区域	鉛散弾を 使用する 方法	阿南市福井町の於越岬を起点とし、同所から海岸線を西に進み同町赤崎の県道福井椿泊加茂前線との交点に至り、同所から同県道を西に進み市道浜田船端線との交点に至り、同所から同市道を北及び北東に約五五〇メートル進んだ地点に至り、同所から海岸線を北東に進み忠次郎岬の南端に至り、同所から起点との見通し線を南東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	九八ヘクタール	令和五年十一月一日から令和十年十月三十一日まで
谷道指定 猟法禁止 区域	くくりわなを使用 する方法	三好市東祖谷の天狗塚登山口を起点とし、同所から稜線を南に進み天狗峠に至り、同所から高知県との県境を南に進み二等三角点安野山（標高一、六四三・一メートル）に至り、同所から同県境を西に進み三等三角点矢筈山（標高一、六〇六・六メートル）に至り、同所から更に同県境を西に進み国有林の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進みオスノウチ谷川との交点に至り、同所から同川を下流に進み、等高線八〇〇メートルとの交点に至り、同所から同等高線を東、南東及び北東に進み阿佐東谷川との交点に至り、同所から同川を上流に進み亀尻峠に至り、同所から稜線を東に進み治山作業道との交点に至り、同所から同作業道を南西に進み林道阿佐名頃線との交点に至り、同所から同林道を南東に進み第二西山谷川との交点に至り、同所から同林道を北東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	三、〇一〇ヘクタール	同